



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 告示

*157 和歌山県建築計画概要書等閲覧規程（昭和46年和歌山県告示第127号）の一部改正

（建築住宅課）..... 1

告 示

和歌山県告示第157号

和歌山県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県建築計画概要書等閲覧規程（昭和46年和歌山県告示第127号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（閲覧時間） 第3条 建築計画概要書等の閲覧時間は、<u>午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。</u> （閲覧の手続） 第6条 建築計画概要書等を閲覧しようとする者は、別記様式による<u>閲覧申請書（次項において「閲覧申請書」という。）</u>を知事に提出しなければならない。ただし、閲覧しようとする者がやむを得ない理由により建築物、工作物又は建築設備を特定することができない場合は、これらを特定する情報の記載を要しない。 2 <u>前項の規定にかかわらず、電磁的記録に記録されている建築計画概要書等を閲覧所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法を利用して閲覧しようとする場合は、閲覧申請書の提出を要しない。</u> （閲覧の制限等） 第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的等のために閲覧を請求する者</u> (5) <u>前各号に掲げる者のほか、知事が閲覧させることが適当でないと認める者</u>	（閲覧時間） 第3条 建築計画概要書等の閲覧時間は、<u>午前9時30分から午後5時までとする。</u> （閲覧の手続） 第6条 建築計画概要書等を閲覧しようとする者は、別記様式による<u>閲覧申請書</u>を知事に提出しなければならない。ただし、閲覧しようとする者がやむを得ない理由により建築物、工作物又は建築設備を特定することができない場合は、これらを特定する情報の記載を要しない。 （閲覧の制限等） 第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>前3号に掲げる者のほか、知事が閲覧させることが適当でないと認める者</u>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。